

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
法第 4 条の 2 ((勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税)) 関係 (勤務先の異動及び住所等の変更又は財形住宅貯蓄の移管が同時に行われた場合の手続) 4 の 2 - 20 財形住宅貯蓄申告書を提出した勤労者につき、転職、転任等により当該申告書に記載した勤務先の異動があったことに伴い、当該勤労者の氏名若しくは住所の変更、事務代行先の変更又は当該申告書に係る財形住宅貯蓄の移管が行われた場合には、財形住宅貯蓄勤務先異動申告書又は転職者等の財形住宅貯蓄継続適用申告書 (措置法令第 2 条の 20 第 1 項の規定による申告書に限る。) と財形住宅貯蓄異動申告書とを、これらの異動事由を一括して記載した一の書面により、措置法令第 2 条の 19 又は同令第 2 条の 20 第 1 項に規定する「前の勤務先がその者の勤務先に該当しないこととなった日」から起算して <u>2</u> 年を経過する日 (同項に規定する新契約に基づく預入等に係る金銭の払込みをする場合には、当該金銭の払込みをする日) までに、異動後の勤務先等及び移管前の営業所等 (転職者等の財形住宅貯蓄継続適用申告書を提出する者については、同項に規定する他の金融機関の営業所等) を経由してその者の異動前の住所地の所轄税務署長に提出することとして差し支えない。	法第 4 条の 2 ((勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税)) 関係 (勤務先の異動及び住所等の変更又は財形住宅貯蓄の移管が同時に行われた場合の手続) 4 の 2 - 20 財形住宅貯蓄申告書を提出した勤労者につき、転職、転任等により当該申告書に記載した勤務先の異動があったことに伴い、当該勤労者の氏名若しくは住所の変更、事務代行先の変更又は当該申告書に係る財形住宅貯蓄の移管が行われた場合には、財形住宅貯蓄勤務先異動申告書又は転職者等の財形住宅貯蓄継続適用申告書 (措置法令第 2 条の 20 第 1 項の規定による申告書に限る。) と財形住宅貯蓄異動申告書とを、これらの異動事由を一括して記載した一の書面により、措置法令第 2 条の 19 又は同令第 2 条の 20 第 1 項に規定する「前の勤務先がその者の勤務先に該当しないこととなった日」から起算して <u>1</u> 年を経過する日 (同項に規定する新契約に基づく預入等に係る金銭の払込みをする場合には、当該金銭の払込みをする日) までに、異動後の勤務先等及び移管前の営業所等 (転職者等の財形住宅貯蓄継続適用申告書を提出する者については、同項に規定する他の金融機関の営業所等) を経由してその者の異動前の住所地の所轄税務署長に提出することとして差し支えない。

改 正 後	改 正 前
法第 7 条 ((特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税)) 関係 (措置法第 7 条の規定と第 8 条の規定との適用関係) 7 - 3 <u>外為法第 21 条第 3 項に規定する金融機関が行う次に掲げる取引については、特別国際金融取引勘定において経理することができるが、当該経理された預金又は借入金（以下 7 - 8 までにおいて「預金等」という。）に係る利子については措置法第 7 条の規定の適用はなく、同法第 8 条 ((金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用)) の規定の適用があることに留意する。</u> (1) <u>外為令第 11 条の 2 第 2 項に規定する「本邦法人である法第 16 条の 2 に規定する銀行等の営業所のうち非居住者であるもの」との間で行う外為法第 21 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる取引</u> (2) <u>外為令第 11 条の 2 第 5 項第 11 号に規定する「他の特別国際金融取引勘定承認金融機関」との間で行う同号イ又はロに掲げる取引であって、当該取引に係る経理が当該他の特別国際金融取引勘定承認金融機関における特別国際金融取引勘定において整理されるもの</u> (非課税とされる利子の範囲) 7 - 5 措置法第 7 条の規定は、平成 10 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間に預入等が行われた預金等に係る利子について適用されるものであるから、当該期間内に預入等が行われた預金等につき、その利子の支払が平成 18 年 3 月 31 日後に行われる場合であっても、同条の規定の適用があることに留意する。	法第 7 条 ((特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税)) 関係 (措置法第 7 条の規定と第 8 条等の規定との適用関係) 7 - 3 <u>外為令第 11 条の 2 第 2 項に規定する「本邦法人である法第 16 条の 2 に規定する銀行等の営業所のうち非居住者であるもの」が行う外為法第 21 条第 3 項第 1 号及び第 2 号の取引並びに外為令第 11 条の 2 第 5 項に規定する「本邦にある他の特別国際金融取引勘定承認金融機関」が行う外為法第 21 条第 3 項第 4 号の取引又は行為は、特別国際金融取引勘定において経理することができるが、当該経理された預金又は借入金（以下 7 - 8 までにおいて「預金等」という。）に係る利子については措置法第 7 条の規定の適用はなく、同法第 8 条 ((金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用)) 又は第 42 条の 2 の 2 ((外国銀行等の受ける貸付金の利子に係る課税の特例)) の規定の適用があることに留意する。</u> (非課税とされる利子の範囲) 7 - 5 措置法第 7 条の規定は、平成 10 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの間に預入等が行われた預金等に係る利子について適用されるものであるから、当該期間内に預入等が行われた預金等につき、その利子の支払が平成 16 年 3 月 31 日後に行われる場合であっても、同条の規定の適用があることに留意する。

改 正 後	改 正 前
(特別国際金融取引勘定の経理に関する事項に違反する事実が生じた場合の課税関係) 7 - 6 (省 略) (1) 外為令第 11 条の 2 <u>第 7 項</u>並びに外為省令第 19 条第 1 項及び第 2 項 ((特別国際金融取引勘定の経理等)) に規定する帳簿書類の備付け及び記録に関する事項 (2) 外為令第 11 条の 2 <u>第 8 項</u>並びに外為省令第 19 条第 3 項及び第 4 項に規定する特別国際金融取引勘定からその他の勘定への資金の振替に関する事項 (注) (省 略) (非適格の運用又は調達が行われた場合の振替制限金額の計算の方法) 7 - 7 外為令第 11 条の 2 <u>第 8 項</u>に規定する「特別国際金融取引勘定からその他の勘定への資金の振替」の限度額の計算を行う場合において、……………。 法第 29 条 ((給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例)) 関係 (事業主団体から分譲を受けた住宅等に係る対価について使用者から受ける補給金) 29 - 25 給与所得者等が事業主団体から譲り受けた分譲住宅 (財形法令第 35 条第 1 項第 1 号 (<u>機構の行う貸付けに係る負担軽減措置</u>)) に規定する「分譲住宅」をいう。) につき、その使用者から支払を受ける財形法規則第 20 条第 2 号 ((分譲貸付けを受けようとする事業主団体が負担軽減措置の全部又は一部を講じていない場合における事業主が講ずべき負担軽減措置)) に規定する「当該分譲住宅の建設費等の 7 パーセントに相当する額以上の金額」については、措置法第 29 条第 3 項の規定の適用がないことに留意する。	(特別国際金融取引勘定の経理に関する事項に違反する事実が生じた場合の課税関係) 7 - 6 (省 略) (1) 外為令第 11 条の 2 <u>第 6 項</u>並びに外為省令第 19 条第 1 項及び第 2 項 ((特別国際金融取引勘定の経理等)) に規定する帳簿書類の備付け及び記録に関する事項 (2) 外為令第 11 条の 2 <u>第 7 項</u>並びに外為省令第 19 条第 3 項及び第 4 項に規定する特別国際金融取引勘定からその他の勘定への資金の振替に関する事項 (注) (省 略) (非適格の運用又は調達が行われた場合の振替制限金額の計算の方法) 7 - 7 外為令第 11 条の 2 <u>第 7 項</u>に規定する「特別国際金融取引勘定からその他の勘定への資金の振替」の限度額の計算を行う場合において、……………。 法第 29 条 ((給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例)) 関係 (事業主団体から分譲を受けた住宅等に係る対価について使用者から受ける補給金) 29 - 25 給与所得者等が事業主団体から譲り受けた分譲住宅 (財形法令第 35 条第 1 項第 1 号 (<u>事業団の行う貸付けに係る負担軽減措置</u>)) に規定する「分譲住宅」をいう。) につき、その使用者から支払を受ける財形法規則第 20 条第 2 号 ((分譲貸付けを受けようとする事業主団体が負担軽減措置の全部又は一部を講じていない場合における事業主が講ずべき負担軽減措置)) に規定する「当該分譲住宅の建設費等の 7 パーセントに相当する額以上の金額」については、措置法第 29 条第 3 項の規定の適用がないことに留意する。

改 正 後	改 正 前
法第 29 条の 6 ((退職勤労者が弁済を受ける未払賃金に係る課税の特例)) 関係 (退職勤労者が弁済を受ける未払賃金に係る債務の内容) 29 の 6 - 1 (省 略) (注) 1 上記の弁済事務は、<u>独立行政法人労働者健康福祉機構</u> (船員法 (昭和 22 年法律第 100 号) の適用を受ける船員については、地方運輸局 (<u>運輸監理部</u> を含む。)) において行うことになっている。 2 (省 略) (弁済の充当の順序) 29 の 6 - 2 (省 略) (注) 上記の弁済の充当の順序については、<u>独立行政法人労働者健康福祉機構</u> の業務方法書 (船員法の適用を受ける船員に関しては、社会保険庁通知) において定められている。 第 41 条の 20 ((ホステス等の業務に関する報酬又は料金に係る源泉徴収の特例)) 関係 (ホステス等を派遣して接待その他の役務の提供を行わせることを内容とする事業を営む者であるかどうかの判定) 41 の 20 - 2その契約に基づく業務が措置法令第 26 条の 29 第 1 項に規定する「ホステスその他の者」に対し.....。 (飲食をする場所の意義) 41 の 20 - 3 措置法令第 26 条の 29 第 1 項に規定する「ホテル、旅館、飲食店その他飲食をする場所 (臨時に設けられたものを含む。) 」とは、.....。	法第 29 条の 6 ((退職勤労者が弁済を受ける未払賃金に係る課税の特例)) 関係 (退職勤労者が弁済を受ける未払賃金に係る債務の内容) 29 の 6 - 1 (省 略) (注) 1 上記の弁済事務は、<u>労働福祉事業団</u> (船員法 (昭和 22 年法律第 100 号) の適用を受ける船員については、地方運輸局 (<u>海運監理部</u> を含む。)) において行うことになっている。 2 (省 略) (弁済の充当の順序) 29 の 6 - 2 (省 略) (注) 上記の弁済の充当の順序については、<u>労働福祉事業団</u> の業務方法書 (船員法の適用を受ける船員に関しては、社会保険庁通知) において定められている。 第 41 条の 20 ((ホステス等の業務に関する報酬又は料金に係る源泉徴収の特例)) 関係 (ホステス等を派遣して接待その他の役務の提供を行わせることを内容とする事業を営む者であるかどうかの判定) 41 の 20 - 2その契約に基づく業務が措置法令第 26 条の 28 第 1 項に規定する「ホステスその他の者」に対し.....。 (飲食をする場所の意義) 41 の 20 - 3 措置法令第 26 条の 28 第 1 項に規定する「ホテル、旅館、飲食店その他飲食をする場所 (臨時に設けられたものを含む。) 」とは、.....。

改 正 後	改 正 前
(廃 止) (廃 止) (廃 止) (廃 止)	<u>第 42 条の 2 の 2 ((外国銀行等の受ける貸付金の利子に係る課税の特例)) 関係</u> <u>(証明書の交付を受けた外国銀行等に実行させる事項)</u> <u>42 の 2 の 2 - 1 措置法第 42 条の 2 の 2 の規定により読み替えられた所得税法第 180 条第 1 項 ((国内に恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例)) の規定により証明書 (以下「外国銀行等の源泉徴収免除証明書」という。) の交付を受けようとする同条に規定する外国法人 (以下 42 の 2 の 2 - 3 までにおいて「外国銀行等」という。) から措置法令第 27 条の 3 第 2 項の規定により読み替えられた所得税法施行令第 305 条第 1 項に規定する申請書の提出があった場合の同条第 2 項に規定する「その他法第 180 条第 1 項の規定の適正な実施を図るために必要と認められる事項」とは、次に掲げる事項をいうものとする。</u> <u>(1) 交付を受けた外国銀行等の源泉徴収免除証明書を提示して貸付金の利子の支払を受けた場合には、提示の日及び提示先を必ず帳簿に記載しておき、税務署長の要求があったときは、その帳簿を提示し又はその提示先を報告すること。</u> <u>(2) 交付を受けた外国銀行等の源泉徴収免除証明書の有効期限を経過したものは、遅滞なく税務署長に返還すること。</u> <u>(外国銀行等の名称又は所在地の変更があった場合の届出)</u> <u>42 の 2 の 2 - 2 外国銀行等の源泉徴収免除証明書の交付を受けている外国銀行等が、措置法令第 27 条の 3 第 2 項の規定により読み替えられた所得税法施行令第 305 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する名称又は所在地の変更をした場合には、当該外国銀行等は当該証明書を添付して、その証明書を交付した所轄税務署長 (法人税の納税地に異動があった場合には、異動後の所轄税務署長) に対してその旨を届け出なければならないことに留意する。</u> <u>(外国銀行等の源泉徴収免除証明書の提示を受けた貸付金の利子の支払者の確認)</u> <u>42 の 2 の 2 - 3 外国銀行等に対して貸付金の利子の支払をする者が外国銀行等の源泉徴収免除証明書の提示を受け、当該証明書が有効である旨を確認した場合には、支払に関する書類その他の帳簿に当該証明書の有効期限その他確認した事績を記載しておくことに留意する。</u>

改正後	改正前
<u>附 則</u> <u>（経過措置）</u> <u>この法令解釈通達による改正後の 41 の 20 - 2 及び 41 の 20 - 3 の取扱いについては、平成 17 年 1 月 1 日以後適用する。</u>	